

使用開始日：2017年4月11日

りそな・日経225オープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行いうりそな・日経225オープンの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2016年10月11日に関東財務局長に提出しており、2016年10月12日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	日本	ファミリー ファンド	日経225

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号

設 立 年 月 日：1971年11月22日
資 本 金：12億円（2016年9月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆2,201億円（2017年1月末現在）

■ 受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕
株式会社りそな銀行
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

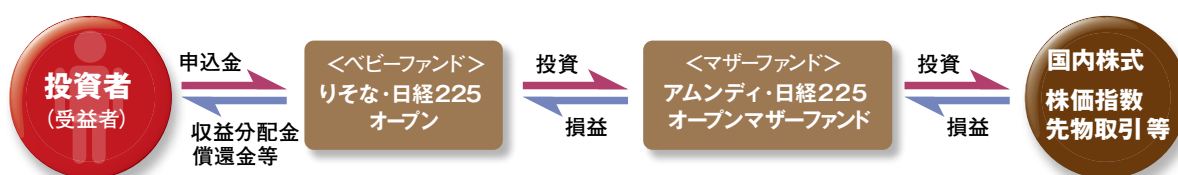
日経平均株価（日経225）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指します。

- ◆ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。
- ◆日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用する「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

＜イメージ図＞



※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指します

連動するのは、金額ではなく騰落率です。

ファンドは日経平均株価に連動する投資成果を目指して運用を行います。連動するのは上昇・下落した金額ではなく、上昇率・下落率などの騰落率になります。

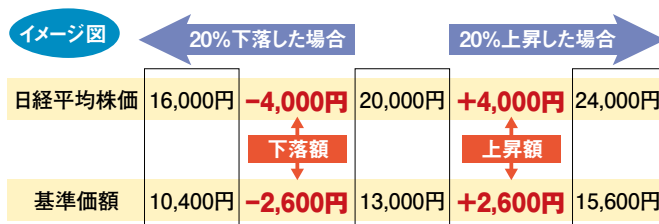
【基準価額と日経平均株価の動きが乖離する場合】

次の理由により、基準価額の動きが、日経平均株価の動きと乖離する場合があります。

①日経平均株価(日経225)の構成銘柄の全てを組入れることができない場合があること ②株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響 ③運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響 ④株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響 ⑤追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響 ⑥株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

急な大口資金の流入時には日経平均株価との連動率の向上を図るため、実質投資割合を110%を上限として高めることがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。



2 日経平均株価採用銘柄(225銘柄)の中から、原則として200銘柄以上に等株数投資を行います。

- ◆日経平均株価採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。
- ◆日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

③ 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ◆株式の実質投資割合は原則100%程度とします。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日経平均株価とは

日経平均株価（日経225）とは、「東京証券取引所第一部上場銘柄のうち流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄」の平均株価指数であり、日本の株式市場の動向を示す指標（株価指数）のひとつです。

日経平均株価（日経225）は、市況変動以外の要因（採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を持たせており、日本の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

正式名称を「日経平均株価」といい、日本経済新聞社にて算出、発表されています。

（注）日経平均株価（日経225）に関する著作権、その他一切の知的財産権は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利、公表を停止する権利を有しています。

【計算式】 日経平均株価 = 採用225銘柄の株価の合計 ÷ 除数

※株価の合計は、採用されている銘柄の株価をみなし額面（旧額面制度を継承し各採用銘柄に設定）に換算して計算します。

※除数は、日経平均株価採用銘柄に市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入れ替え等）があった場合、日経平均株価の連続性を維持するために修正が行われます。

ファンドの運用体制

◆ 投資戦略の決定および運用の実行

- CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

◆ 運用結果の評価

- 月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

※上記は本書作成日現在のファンドの運用体制です。ファンドの運用体制は変更されることがあります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

分配方針

◆ 毎決算時（毎年7月11日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- 分配対象額についての分配方針
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用方針
収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ 価格乖離リスク

ファンドは、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、基準価額の動きが日経平均株価(日経225)の動きと乖離する場合があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○ ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

○ 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

○ 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

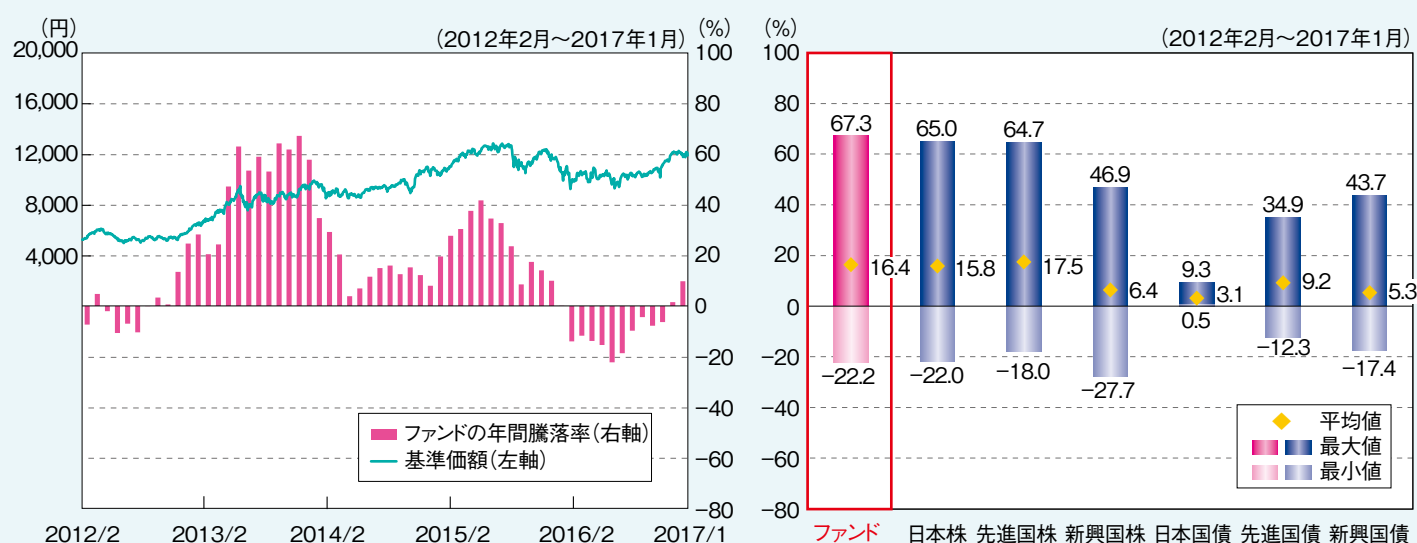
ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

① ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

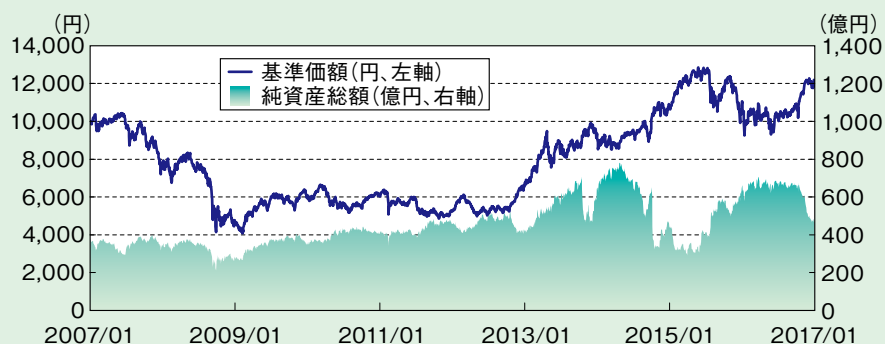


○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI 国債
NOMURA-BPI 国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。	
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

基準価額・純資産の推移



基準価額 11,919円 純資産総額 462.2億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
13期(2012年7月11日)	0
14期(2013年7月11日)	0
15期(2014年7月11日)	0
16期(2015年7月13日)	0
17期(2016年7月11日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産配分■

資産	比率(%)
株式	97.75
現金等	2.25
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

■その他資産■

資産	比率(%)
先物	2.21

■組入上位10銘柄■

(アムンディ・日経225オープンマザーファンド)

	銘柄名	業種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	6.94
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	5.09
3	ファナック	電気機器	4.33
4	KDDI	情報・通信業	3.55
5	京セラ	電気機器	2.30
6	東京エレクトロン	電気機器	2.29
7	ダイキン工業	機械	2.19
8	信越化学工業	化学	1.90
9	日東電工	化学	1.75
10	テルモ	精密機器	1.63

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

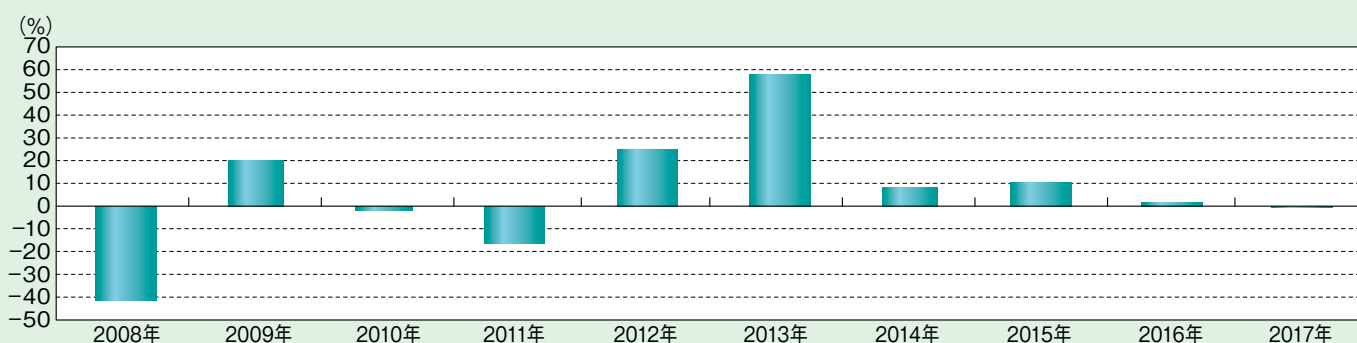
■組入上位10業種■

(アムンディ・日経225オープンマザーファンド)

	業種	比率(%)
1	電気機器	17.71
2	情報・通信業	12.12
3	小売業	10.70
4	化学	8.80
5	医薬品	7.66
6	輸送用機器	6.70
7	機械	5.47
8	食料品	4.91
9	サービス業	3.16
10	精密機器	2.95

※比率はマザーファンドの現物株式組入れに対する評価額比です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※2017年は年初から1月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	一般コースと自動けいぞく投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [※] までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2016年10月12日から2017年10月11日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:1999年7月23日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年7月11日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 自動けいぞく投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除が適用される場合があります。益金不算入制度は適用されません。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限（本書作成日現在） 1.08%（税抜1.00%）	役務の内容 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し**年率0.81%（税抜0.75%）**を乗じて得た金額とし、
ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

(信託報酬の配分)(年率)

支払先	料率		役務の内容
	販売会社ごとの純資産総額		
	100億円以下の部分	100億円超の部分	
委託会社	0.30% (税抜)	0.20% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、 法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.35% (税抜)	0.45% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.10% (税抜)	0.10% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの 指図の実行等の対価

(支払方法)
毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものであります。

その他の費用・
手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

- ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
- ・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。）
- ・信託財産に関する租税等

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- ◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2016年12月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。